

令和5年 第8回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和5年7月27日(木) 午前9時30分～午前10時36分
- 2 開催場所 松前町役場3階大会議室
- 3 出席委員(14人)
- 4 欠席委員(0人)
- 5 議事録署名人の指名について(2人)
- 6 議事日程
議案第119号 農地法第3条の規定による許可申請の件(4件)
議案第120号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件(2件)
議案第121号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員(4人)

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和5年第8回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしく申し上げます。

○議長

～あいさつ～

本日欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、1番〇〇委員、2番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第119号農地法第3条の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番及び2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,057 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 3,474 m²

贈与

以上です。

受付番号2番

土地の表示 〇〇、田、面積 979 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 3,474 m²

贈与

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲受人は、定年後、自宅の前で家庭菜園等を行っています。大字の行事にも協力的であり、今回の譲渡については身内からの贈与ということで、特に問題ないと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番及び2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号3番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号3番

土地の表示 ○○、田、面積 1,400 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 23,662 m²

坪単価 3,500 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人は○○に居住しており、誰かに譲り渡したいということで、今回の申請に至ったものです。譲受人は高齢ですが、息子等の家族も農業に協力的で、農機具を揃えて水稻や果物、露地野菜等を耕作しており、問題ないと考えます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号3番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号4番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号4番

土地の表示 ○○、田、面積 202 m²

譲渡人 ○○

譲受人 ○○ 耕作面積 202 m²

坪単価 9,800 円

以上です。

○議長

事務局の説明を終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

現在当該農地は全部で700 m²ありますが、その内の498 m²を露天資材置場・露天駐車場とし、残りの202 m²を農地として管理していくということで今回の申請に至ったもので、特に問題ないと思われま。

○事務局

補足で説明させていただきます。譲受人は、現在は農業を営んでおりませんが、5年ほど前までは農業をされており、今回譲渡人が所有されている農機具を全て譲り受けて耕作されるということです。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

農地へはどのように進入するのでしょうか。

〇〇〇委員

道路に面する南側の土地は〇〇所有の土地で貸駐車場として使用されていますが、当地を通行して進入するということで承諾を得ています。

〇〇〇委員

露天資材置場・露天駐車場と農地に分けて使用することですが、境目ははっきりしているのでしょうか。

〇事務局

コンクリートブロックで周りを囲むということで申請書に記載されており、問題ないと思われます。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号4番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

〇議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

〇議長

続きまして、議案第120号農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまわりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

〇事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積583㎡

譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 露天資材置場
所有権移転
農地区分 2種農地
以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

最近まで、譲渡人の姉夫婦が申請地を耕作していましたが、姉の夫が亡くなり、姉も譲渡人も耕作ができないということで苦慮していたところ、今回譲受人が露天資材置場として使用したいということで話がまとまり、申請に至ったものです。排水については、自然に地面に染み込むということで、周辺への影響もないと思われまます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続いて、受付番号2番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号2番
土地の表示 ○○、田、面積 498 m²

譲渡人 ○○
譲受人 ○○
転用目的 露天資材置場・露天駐車場
所有権移転
農地区分 甲種農地
以上です

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて担当地区の農業委員より説明をお願いします。

○○○委員

譲渡人の夫が亡くなったことで申請地が不要となり、譲り受けてくれる人を探していたところ、譲受人が露天資材置場・露天駐車場として使用したいとのことで、今回の申請に至ったものです。地上げはするものの舗装は行わないということで、自然排水となり、排水について問題ないと思われま

○議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

事務局の説明の中に運用通知が出てきましたが、この資料は何か別にあるのでしょうか。

○事務局

今回の総会の際には用意しておきます。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号2番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 121 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 10 か月
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 926 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4 年 9 か月
貸手 1 名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭 昭洋
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 1,160 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 4 年 9 か月
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 兵頭 昭洋
借手 1 名
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 1,160 m²
利用権を設定する作物 水稻

○議長

事務局の説明を終わりました。質疑はありませんか。

○○○委員

旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定について、該当する規定の部分のみでも構わないので資料として提供してください。

○事務局

今回の総会の際には用意しておきます。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。議案第 121 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局をお願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。